

別表（第7項関係）

わた SHIGA 輝く国スポ守山市弁当調製施設指定基準

1 趣旨

この基準は、守山市で開催する国スポに参加する対象者に提供する弁当の調製施設の指定基準について、必要な事項を定める。

2 国スポに対する理解と協力

国スポに理解があり、市実行委員会が実施する弁当調達業務に対して協力的であること。

3 応募に伴う申込

指定を希望する事業者は、第7項に定める申請書を作成の上、必要書類を添付し提出すること。

4 対象施設

- (1) 国税、県税、市町村税（本店所在地分および指定施設所在地分）の未納がないこと。
- (2) 製造所が食品衛生法に基づく営業許可を受けていること。
- (3) 湖南4市（守山市、草津市、栗東市、野洲市）に本社または製造所を有していること。ただし、市実行委員会が必要と認めた場合は、この限りではない。
- (4) 守山市暴力団排除条例（平成23年条例第19号）第2条の暴力団および暴力団員または密接関係者でないこと。

5 施設の衛生管理

- (1) 応募時点において過去3年間に食中毒発生の事故歴がないこと。
- (2) H A C C Pに沿った衛生管理に取り組む等、施設の管理運営および整備が食品衛生法に基づき適正に実施されていること。
- (3) 検査食として、原材料および調理済み食品ごとに50g程度をビニール袋等清潔な容器に密封し、マイナス20℃以下で2週間以上保存できること。
- (4) 検便は、食品に直接接触する作業に従事する者（容器包装に入れられた食品を取り扱う作業のみ従事する者を除く）に対し、国スポ開催前の1か月以内に以下の項目について実施すること（赤痢菌、サルモネラ属菌・腸管出血性大腸菌およびノロウイルス）。
- (5) 食品賠償保険等に加入していること。もしくは、国スポ開催期間中に加入できること。
- (6) 市実行委員会から指摘された事項を改善することが可能であること。

6 施設の調製能力

- (1) 国スポ開催時の提供可能数が、1回200食以上であること。
- (2) 開催前日の午後6時までの受注（あらかじめ発注した数量に対する変更等）に

対し、開催日当日の午前 11 時の納入が可能であること。

- (3) 弁当の献立メニューについては、別に指示する指定レシピを一回 1 品以上採用し、他のメニューを含めて日替わりが 5 日以上対応できること。なお、指定レシピについては、弁当として提供する上で、安全性確保および品質保持の観点からアレンジすることは可とする。ただし、大幅なアレンジをする場合は、市実行委員会と協議・調整すること。
- (4) 市実行委員会が定める単価に応じた調製が可能であること。
- (5) 栄養面および食品構成を考慮したバランスの良い献立の提供が行えること。
- (6) 市実行委員会が提供する容器・外箱等での調製が可能であること。
- (7) 市実行委員会から指摘された事項を改善することが可能であること。

7 施設の対応能力

- (1) 市実行委員会が手配・準備した冷蔵車などの適切な温度管理のできる車両等に指定する時刻までに搬入できること。また、同日の指定された場所および時刻に容器等の回収が可能であること。
- (2) 付属品として、割り箸、お手拭き、持ち運び用のビニール袋および弁当メニューの説明書き等の納入が可能であること。
- (3) 弁当の名称、消費期限（時刻まで）、原材料名（食品添加物アレルゲン（特定原材料）、遺伝子組み換え等の表示を含む）、保存方法、栄養成分、製造所所在地、製造者名、早期の喫食の喚起、持ち帰りを禁止する旨等の市実行委員会が指示する項目をラベルシール等で表示が可能であること。
- (4) 市実行委員会が指定する日時に弁当献立および写真の提供が可能であること。
- (5) 荒天等により大会が変更または中止になった場合、市実行委員会の指示に対応できること。
- (6) 市実行委員会から指摘された事項を改善することが可能であること。

8 その他

この基準に定めるもののほか、必要な場合には別途協議して定める。